



2024年5月16日

各 位

会社名 太平洋工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小川哲史  
(コード番号 7250 東証プライム・名証プレミア)  
問合せ先 理事 総務部長 林貴久  
(TEL 0584-93-0113)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年6月15日開催予定の当社第100回定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させることを目的として、監査役会設置会社から、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とする監査等委員会設置会社へ移行することといたします。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社の事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条(目的)に定める事業目的の追加を行うものであります。
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年6月15日(土)(予定)  
定款変更の効力発生日 2024年6月15日(土)(予定)

以上

別紙

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (条文省略) (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(7) (条文省略) (8) <u>コンピュータによる情報の処理、ソフトウェアの開発・販売および賃貸ならびに情報処理機器類の販売および賃貸</u> (9)～(11) (条文省略)</p> <p>第3条～第4条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第16条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役会)</p> <p>第17条 当社は取締役会を置く。 ② 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し会日より2日前までに、その通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、短縮することができる。 ③ 前項のほか、取締役会の運営については、取締役会で定める取締役会規程による。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(員数および選任)</p> <p>第18条 当社の取締役は10名以内とし、株主総会の決議によって選任する。 ② 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。 ③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり) (目的)</p> <p>第2条 (現行どおり) (1)～(7) (現行どおり) (8) <u>情報処理・情報通信・情報提供に関するサービスおよびソフトウェアの開発・販売ならびにそれに関連する機器・システムの製造・販売・賃貸・修理</u> (9)～(11) (現行どおり)</p> <p>第3条～第4条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役会)</p> <p>第17条 当社は取締役会を置く。 ② 取締役会の招集は、各取締役に対し会日より2日前までに、その通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、短縮することができる。 ③ (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第18条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に掲げる事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(員数および選任)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は8名以内、監査等委員である取締役は、5名以内とし、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> ② (現行どおり) ③ (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第20条 当会社を代表する取締役は3名以内とし、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会の決議によって、取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条～第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当会社は取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(任期)</p> <p>第20条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第21条 当会社を代表する取締役は3名以内とし、取締役会の決議によって当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会の決議によって、<u>当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条～第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当会社は取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 当会社の取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第 26 条～第 27 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(<u>監査役および監査役会の設置</u>)</p> <p>第 28 条 当社は<u>監査役および監査役会</u>を置く。 (<u>員数および選任</u>)</p> <p>第 29 条 当社の<u>監査役は 5 名以内とし、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。</u></p> <p>(<u>任期</u>)</p> <p>第 30 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(<u>補欠選任</u>)</p> <p>第 31 条 <u>監査役に欠員を生じても、法定数を欠かず、かつ業務に差支えないときは、その補欠選任をおこなうことができる。</u></p> <p>② <u>補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(<u>常勤監査役</u>)</p> <p>第 32 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(<u>招集</u>)</p> <p>第 33 条 <u>監査役会は、あらかじめ招集者を定めることができる。ただし、他の監査役が招集することを妨げない。</u></p> <p>② <u>前項の招集は、各監査役に対し会日より 2 日前までに、その通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、これを短縮することができる。</u></p> <p>(<u>報酬等</u>)</p> <p>第 34 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(<u>社外監査役の責任免除</u>)</p> <p>第 35 条 <u>当社は社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金</u></p>	<p>第 27 条～第 28 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(<u>監査等委員会の設置</u>)</p> <p>第 29 条 当社は<u>監査等委員会</u>を置く。 (<u>削除</u>)</p> <p>(<u>削除</u>)</p> <p>(<u>削除</u>)</p> <p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p> <p>第 30 条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u> (<u>監査等委員会の招集手続</u>)</p> <p>第 31 条 <u>監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し会日の 2 日前までに、その通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、これを短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>削除</u>)</p> <p>(<u>削除</u>)</p>

現行定款	変更案
<p><u>200万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第<u>36</u>条～第<u>38</u>条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第<u>39</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>第<u>40</u>条～第<u>43</u>条 (条文省略)</p>	<p>(<u>監査等委員会の権限</u>)</p> <p>第<u>32</u>条 <u>監査等委員会</u>は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</p> <p>(<u>監査等委員会の決議方法</u>)</p> <p>第<u>33</u>条 <u>監査等委員会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる<u>監査等委員</u>の過半数が出席し、出席した<u>監査等委員</u>の過半数をもって行う。</p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第<u>34</u>条 <u>監査等委員会</u>に関する事項については、法令または定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第<u>35</u>条～第<u>37</u>条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第<u>38</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>第<u>39</u>条～第<u>42</u>条 (現行どおり)</p>